

JIS

アセットマネジメント－マネジメントシステム －JIS Q 55001 の適用のための指針

JIS Q 55002 : 2021
(ISO 55002 : 2018)
(JAAM/JSA)

令和 3 年 3 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	秋 山 進	元株式会社デンソー (公益社団法人自動車技術会)
	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市 川 直 樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	奈 良 広 一	長野計器株式会社
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	久 田 真	東北大学
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣，国土交通大臣 制定：平成 29.8.25 改正：令和 3.3.25

官 報 掲 載 日：令和 3.3.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本アセットマネジメント協会

(〒105-0013 東京都港区浜松町 2-2-12 JEI 浜松町ビル TEL 03-6402-5693)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] 又は国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
0.1 一般	1
0.2 アセット、アセットマネジメント及びアセットマネジメントシステム	1
0.3 この規格の構成	3
0.4 この規格で適用される言語	4
1 適用範囲	5
2 引用規格	5
3 用語及び定義	5
4 組織の状況	5
4.1 組織及びその状況の理解	5
4.2 ステークホルダーのニーズ及び期待の理解	7
4.3 アセットマネジメントシステムの適用範囲の決定	8
4.4 アセットマネジメントシステム	9
5 リーダーシップ	11
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	11
5.2 方針	13
5.3 組織の役割、責任及び権限	14
6 計画	15
6.1 アセットマネジメントシステムのためのリスク及び機会への取組み	15
6.2 アセットマネジメントの目標及びそれを達成するための計画策定	16
7 支援	19
7.1 資源	19
7.2 力量	21
7.3 認識	22
7.4 コミュニケーション	23
7.5 情報に関する要求事項	24
7.6 文書化した情報	26
8 運用	27
8.1 運用の計画策定及び管理	27
8.2 変更のマネジメント	28
8.3 外部委託	29
9 パフォーマンス評価	30
9.1 監視、測定、分析及び評価	30
9.2 内部監査	34
9.3 マネジメントレビュー	35

	ページ
10 改善	36
10.1 一般	36
10.2 不適合及び是正処置	37
10.3 予測対応処置	38
10.4 継続的改善	39
附属書 A (参考) アセットマネジメントにおける“価値”の考察	41
附属書 B (参考) アセットマネジメントシステムの適用範囲	46
附属書 C (参考) 戦略的アセットマネジメント計画 (SAMP)	56
附属書 D (参考) アセットマネジメントの意思決定	62
附属書 E (参考) JIS Q 55001 の状況におけるリスクマネジメント	66
附属書 F (参考) アセットマネジメントにおける財務及び非財務の機能の関係	69
附属書 G (参考) スケーラビリティ—小企業向け JIS Q 55001	73
附属書 H (参考) アセットマネジメントの活動に関する情報	75
参考文献	76
解 説	79

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本アセットマネジメント協会（JAAM）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 55002:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣、国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

アセットマネジメント—マネジメントシステム— JIS Q 55001 の適用のための指針

Asset management—Management systems— Guidelines for the application of JIS Q 55001

序文

この規格は、2018年に第2版として発行された **ISO 55002** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

0.1 一般

この規格は、**JIS Q 55001** の要求事項に従って、“アセットマネジメントシステム”と呼称される、アセットマネジメントのためのマネジメントシステムの適用のための指針を示す。

この規格は、**JIS Q 55001** において規定する要求事項を明確にするために必要な説明文書を示し、これらの要求事項の実施を支援する事例を示すものであり、特定のアセットタイプをマネジメントする指針を示すものではない。

この規格は、次の人々による使用のための指針を示す。

- アセットマネジメントシステムの確立、実施、運用、維持及び改善に従事する人々
- サービス提供者を含む、アセットマネジメントの活動を実践することに従事する人々

アセットマネジメントに関する一般的な情報及びこの規格に適用可能な用語に関する情報は、**JIS Q 55000** において示す。

0.2 アセット、アセットマネジメント及びアセットマネジメントシステム

アセットとは、組織にとって潜在的又は実際に価値をもつものである。アセットマネジメントは、組織が組織の目標を達成するために、アセットからの価値を実現することを可能にする。アセットマネジメントシステムは、組織によって、アセットマネジメントの活動を指揮し、調整し、管理するために使用される。

注記 アセットマネジメントシステムは、あらゆる組織によって確立することが可能であり、その組織は、法人か否か、また公的か私的かを問わず、自営業者、会社、法人、事務所、企業、当局、共同経営会社、非営利団体若しくは協会、又はこれらの一部若しくは組合せの場合がある。組織は、例えば、アセットの所有者、管理者、運営者、サービス提供者、子会社、提携先又は合弁企業の場合がある。